

事由	退職
記入例番号	9-1
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、退職時に一括徴収
異動後の未徴収税額	一括徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 两年度

特別徴収義務者 指定番号		6012345	
宛名番号		1234	
担連	所属	総務課 給与係	
田中 花子			
5-6789 内線 (123)			
異動後の未徴収税額の徴収方法			
<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)			
生	S 33 年 6 月 9 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
個	1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	140,000 円	35,600 円
所	受給者番号	6 月から	9 月から
得	12345	8 月まで	5 月まで
者	1月1日現在の住所	××年	1 1. 退職・長 2. 転職・長期 3. 死亡・不 4. 支払少額・定期 5. 支払少額・定期 6. 合併・解散 7. その他 右から番号を記入
	吉野ヶ里町○○△△△番地	8 月	31 日
	異動後の住所	31 日	
	○○国に帰国		

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は、空欄。

徴収済月は、一括徴収分を納入する月の前月までになるように記入してください。

退職後に出国（帰国）される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。

1. 特別徴収

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

氏名又は名称

番号

所属

担

先

者

連

絡

電話

内線 ()

一致するように記入

一括で徴収した税額を納入する月を記入。
 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。（ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替）

2. 一括徴収の場合

1 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

9 月 20 日

104,400 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑

一括徴収税額 (納入額と同額)

※市町村記入欄